

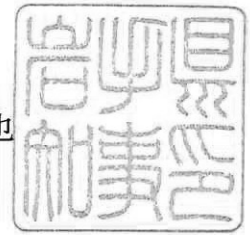
## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 秋田県秋田市豊岩豊巻字大日沢55番地

氏 名 有限会社こがねむし 代表取締役 田口 季明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日 令和 元年 8月20日

許可の有効年月日 令和 5年 9月28日

### 1. 事業の範囲

#### (1) 産業廃棄物の種類

取扱う産業廃棄物（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び自動車等破砕物であるものを含む。また、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

- ・燃え殻
- ・汚泥
- ・廃油
- ・廃酸
- ・廃アルカリ
- ・廃プラスチック類
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・動物系固形不要物
- ・ゴムくず
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
- ・鋳さい
- ・がれき類
- ・動物のふん尿
- ・動物の死体
- ・ばいじん

以下余白

#### (2) 積替え・保管を含むもの

無

以下余白

### 2. 許可の条件

以下余白

### 3. 許可の更新又は変更の状況

平成20年 9月29日 当初許可

平成25年 9月29日 更新許可

（以下、裏面記載）

平成30年 9月29日 更新許可  
平成31年 4月15日 変更届出書受理（代表者を田口季朋から変更したこと。）  
令和元年 8月20日 事業範囲の変更許可

- (1) 産業廃棄物の種類に燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、  
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金  
属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さ  
い、がれき類、動物のふん尿、ばいじんを追加したこと。
- (2) 産業廃棄物の種類について、石綿含有産業廃棄物、水銀使用  
製品産業廃棄物及び自動車等破碎物を含む旨追記したこと。

以下余白

4. 積替え許可（盛岡市の許可）の有無 無  
以下余白

5. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無  
以下余白